



今回は マイナンバー制度について情報をお届けします。

### ○マイナンバー制度とは？

マイナンバーは、住民票をもつ全ての方に1人1つの12桁の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

H28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

## 社会保障

年金 労働  
医療 福祉

## 税

## 災害対策

・年金の資格取得や確認、給付  
・雇用保険の資格取得や確認、給付  
・ハローワークの事務  
・医療保険の保険料徴収  
・福祉分野の給付、生活保護 など

・税務当局に提出する確定申告書、  
届出書、調書などに記載  
・税務当局の内部事務

など

・被災者生活再建支援金の支給  
・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。



### ○マイナンバーを利用した詐欺にご用心！

マイナンバーは一生使用する大切な番号です。しかし一度その番号が漏えい、流出されると悪用される可能性があります。実際にマイナンバーを利用した詐欺事件が頻発していますのでご紹介します。

#### ①行政機関を名乗る人がいきなり訪問・・・

「マイナンバーが届いているか確認したい」、「マイナンバーの説明に来た」などと行政機関の職員を装って訪問し、マイナンバーや家族の情報を聞き出そうとするケースが増えています。

→行政機関が直接訪問、もしくは電話でマイナンバーについて連絡がくることはありません。

電話や自宅訪問で「マイナンバー」と言われた時点で詐欺を疑うこと。相手にせず、役所や警察に相談しましょう。

#### ②あなたのマイナンバーが流出している・・・

「あなたのマイナンバーが流出している。流出データを消去するにはお金が必要」として現金を振り込ませようとする。

→マイナンバーで費用がかかることはありません。流出しても負担する必要なし！

今後、マイナンバーを利用する機会が増加していくと思われませんが、電話、訪問などで直接マイナンバーのことが話に出たらまず、疑いましょう。

一人で悩まず、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）や警察に相談することが大切です。